

免許番号 共第103号

漁場の位置 洲本市小路谷から洲本港に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。

(除外区域1) 点D、キ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域2) 点ウ、エ、オ、カ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

### 点の位置

A 最大高潮時海岸線における洲本市内田・小路谷界

(北緯34度19.27分、東経134度55.09分)

B 洲本市洲本港旧北防波堤東端

(北緯34度20.85分、東経134度53.94分)

C 洲本市洲本港2号防波堤基部中央

(北緯34度20.65分、東経134度54.03分)

D 洲本市小路谷字古茂江287の3番地先にある標柱

(北緯34度19.37分、東経134度55.05分)

E 洲本市小路谷字古茂江1053の19番地先にある標柱

(北緯34度20.16分、東経134度54.87分)

ア Aから73度1,700メートルの点

(北緯34度19.54分、東経134度56.15分)

イ Bから73度1,500メートルの点

(北緯34度21.08分、東経134度54.88分)

ウ Cから護岸に沿い南東へ40メートルの点

(北緯34度20.63分、東経134度54.04分)

エ ウから53度136メートルの点

(北緯34度20.67分、東経134度54.11分)

オ エから45度30分400メートルの点

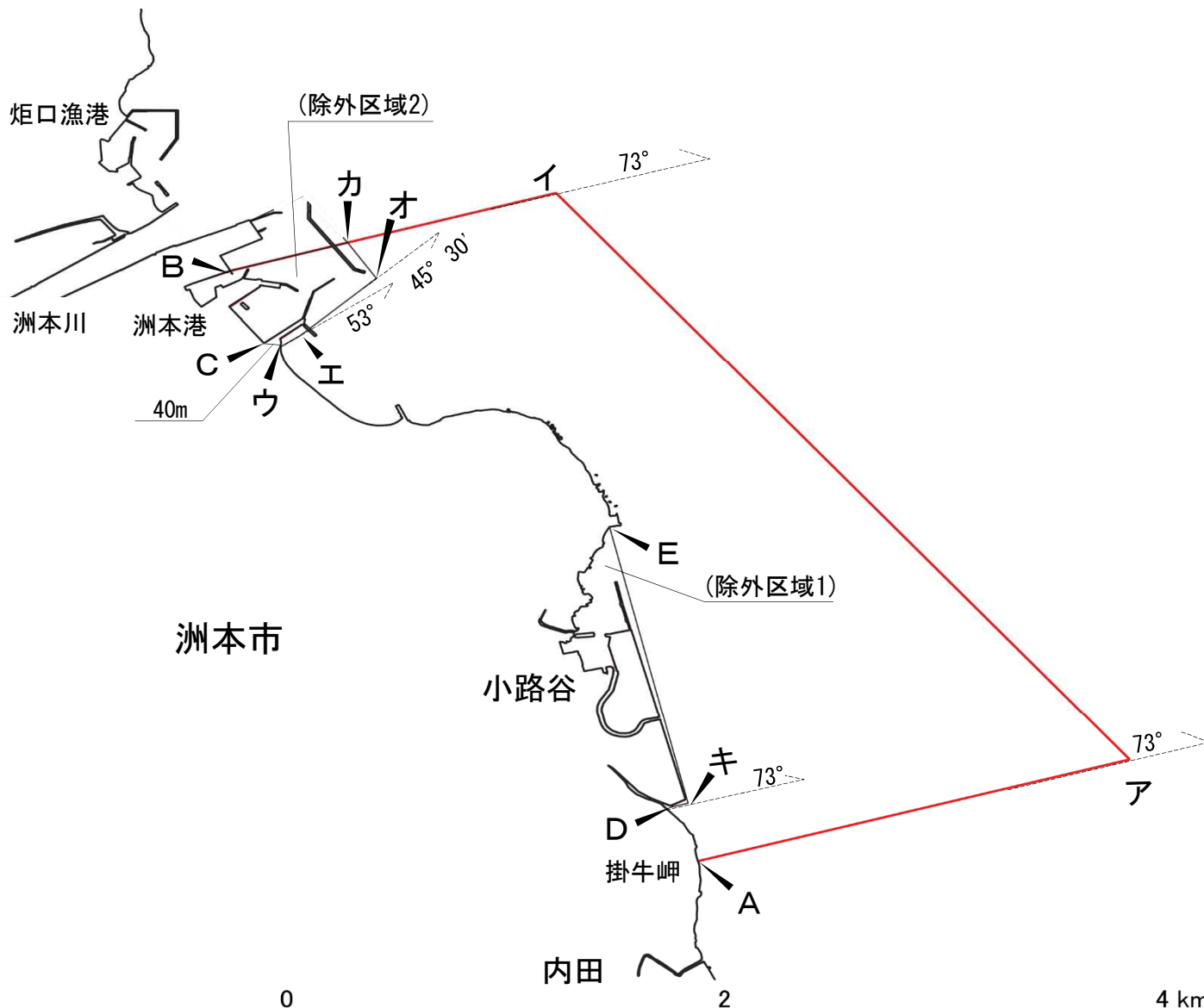
(北緯34度20.83分、東経134度54.30分)

カ Bから73度460メートルの点

(北緯34度20.92分、東経134度54.23分)

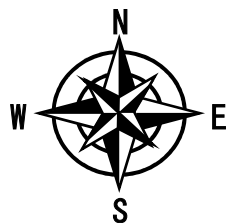
キ Dから73度85メートルの点

(北緯34度19.38分、東経134度55.10分)



令和5年9月1日 免許

共第103号



0

2

4 km

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	もずく漁業		1月1日から 7月31日まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで	潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければならない。		
	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日 まで	2	ます網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日 まで	3	地びき網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	ひじき漁業		1月1日から12月31日 まで							
1	にし漁業		1月1日から12月31日 まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第103号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	洲本市炬口1丁目1番1号 洲本炬口漁業協同組 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		